



通 告

第三者所有物の没収に関する  
公告

平成24年3月5日 東京地方検察庁検察官  
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関  
する応急措置法第2条第2項の規定により、下記  
のとおり公告する。

下記の物の所有者は、平成24年3月19日までに  
被告事件の係属する裁判所に同被告事件の手続へ  
の参加を申し立てることができる。

記

- 1 係属裁判所 東京地方裁判所刑事第1部
- 2 被告事件名 覚せい剤取締法違反
- 3 被告人氏名 アボルファズル ハサン ルー  
ターバー
- 4 公判期日 平成24年4月17日
- 5 没収すべき物の品名、数量その他その物を特  
定するに足りる事項  
平成24年東地領第394号  
符号4 現金2万円
- 6 没収の理由となるべき事実の要旨  
被告人は、氏名不詳者と共謀の上、営利の  
目的で、みだりに、平成23年10月12日、東京都  
杉並区阿佐谷南1丁目48番2号先路上におい  
て、大谷仁人に対し、覚せい剤である塩酸フェ  
ニルメチルアミノプロパンの結晶約0.294グラ  
ムを代金2万円で譲り渡したものである。

有権者申出方

元当局所属公証人鹽野健彦の身元保証金還付に  
つき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の  
日の翌日から6か月以内に当局に申し出てください。

平成24年3月5日 さいたま地方法務局  
金融商品取引業者に対する行  
政処分公告

金融商品取引法第52条第1項の規定に基づき、  
下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命  
じたので、同法第54条の2の規定により公告する。

記

- 1 商号 A I J 投資顧問株式会社
- 2 本店所在地 東京都中央区日本橋二丁目2番  
6号

- 3 登録番号 関東財務局長（金商）第429号
- 4 行政処分の年月日 平成24年2月24日
- 5 行政処分の内容

平成24年2月24日から平成24年3月23日まで  
の間、金融商品取引業に関する業務の全部（当  
局が個別に承認した業務を除く）を停止するこ  
と。

平成24年3月5日  
関東財務局長 居戸 利明

少額短期保険業者であった者  
に係る供託金の取戻しに関す  
る公示

保険業法第272条の5第10項、保険業法施行令  
第38条の7第3項及び少額短期保険業者供託金規  
則第17条第1項の規定により、次の各号のとおり  
公示する。

- 1 商号 株式会社 O U G A N
- 2 本店の所在地 東京都目黒区八雲1-4-18
- 3 代表者の氏名 代表清算人 富田 稔之
- 4 取戻しをしようとする供託金の額  
10,000,000円
- 5 上記少額短期保険業者であった者に係る供託  
金につき保険業法第272条の5第6項の権利を  
有する者は、平成24年9月6日までに少額短期  
保険業者供託金規則別紙様式第4号により作成  
した申出書に当該権利を有することを証する書  
面を添えて関東財務局理財部金融監督第4課に  
提出されたい。
- 6 前号の期間内に同号の申出書の提出がないと  
きは、配当手続から除斥される。

平成24年3月5日  
関東財務局長 居戸 利明

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3  
項の規定による処分をしたので、同法第29条の5  
第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年3月5日  
関東地方整備局長 下保 修

- 1 処分をした年月日 平成24年2月20日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業  
所の所在地及び許可番号 大洋基礎株式会社  
代表取締役 入住 毅 東京都中央区日本橋  
小舟町3-4 国土交通大臣許可（特-21）第  
3102号

- 3 処分の内容 建設業法第28条第3項に基づく  
営業の停止命令

(1) 停止を命ずる営業の範囲

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、  
東京都、神奈川県、山梨県及び長野県の区域  
内におけるとび・土工事業に関する営業の  
うち、民間工事に係るもの。

(注1) 「とび・土工事業に関する営業」  
とは、注文者からとび・土工・コンク  
リート工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「民間工事」とは、国、地方公共団  
体、法人税法（昭和40年法律第34号）  
別表第一に掲げる公共法人（地方公共  
団体を除く。）建設業法施行規則（昭  
和24年建設省令第14号）第18条に規定  
する法人が発注者である建設工事又は  
民間資金等の活用による公共施設等の  
整備等の促進に関する法律（平成11年  
法律第117号）第2条第2項に規定す  
る特定事業に係る建設工事以外の建設  
工事をいう。

(2) 期間

平成24年3月6日から平成24年3月12日ま  
での7日間

- 4 処分の原因となった事実 大洋基礎株式会  
社は、民間企業の共同住宅新築工事において一次  
下請として基礎工事に携わったが、平成21年4  
月14日の杭工事の作業中にアースドリル機が路  
上に転倒し、公衆1名が死亡、さらに公衆4名  
が負傷する工事故を発生させた。この件につ  
いて、同社及び同社役職員に対して、平成23年  
11月2日に東京地方裁判所から業務上過失致死  
傷罪及び労働安全衛生法違反による判決があ  
り、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第1号及  
び第3号に該当すると認められる。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明  
らかでないので、その相続財産の管理人を次のと  
おり選任した。

- 平成24年（家）第20号  
岩手県花巻市石鳥谷町好地第8地割55番地2  
申立人 菊池 潤

本籍岩手県花巻市湯口字大沢187番地2、最  
後の住所岩手県花巻市湯口字松原53番地1  
大谷荘、死亡の場所岩手県花巻市、死亡年月  
日平成23年12月29日、出生の場所神奈川県横  
浜市、出生年月日大正9年1月11日、職業無  
職

被相続人 亡 藤井 キヨ  
事務所岩手県花巻市上町5番22号 はなまき  
法律事務所  
相続財産管理人 弁護士 安部 修司  
盛岡家庭裁判所花巻支部

平成23年（家）第148号  
東京都新宿区水道町3番1号  
申立人 株式会社住宅債権管理回収機構  
本籍岩手県胆沢郡金ケ崎町西根御免西33番  
地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所岩手  
県奥州市、死亡年月日平成22年5月31日、出  
生の場所岩手県和賀郡黒沢尻町、出生年月日  
昭昭和22年4月23日、職業不詳  
被相続人 亡 相澤美奈子  
事務所岩手県奥州市水沢区大手町4丁目18番  
地  
相続財産管理人 弁護士 岩崎 裕彌  
盛岡家庭裁判所水沢支部

平成23年（家）第140号  
宮城県登米市迫町佐沼字中江2丁目6番地1  
申立人 登米市長 布施 孝尚  
本籍宮城県登米市南方町鴻ノ木166番地3、  
最後の住所本籍に同じ、死亡の場所宮城県登  
米市、死亡年月日平成23年5月17日、出生の  
場所宮城県登米郡新田村、出生年月日昭和23  
年3月10日、職業無職  
被相続人 亡 及川 正喜  
事務所宮城県登米市迫町佐沼字中江4丁目1  
番地1 118ビル202及川毅法律事務所  
相続財産管理人 弁護士 及川 毅  
仙台家庭裁判所登米支部

平成24年（家）第31号  
群馬県高崎市足門町566番地  
申立人 三津田和行  
本籍群馬県高崎市箕郷町松之沢333番地、最  
後の住所本籍に同じ、死亡の場所群馬県高崎  
市、死亡年月日平成24年1月9日、出生の場  
所不詳、出生年月日昭和11年4月1日、職業  
無職  
被相続人 亡 桐生十三子  
群馬県高崎市下豊岡町189番地3  
相続財産管理人 樋口 彰  
前橋家庭裁判所高崎支部